

古野の歴史 縄文から令和へ

小野 三郎

昭和三十年代（一九六〇）の古野は戸数約六十戸の鄙びた純農村であった。昭和の終わり頃（一九九〇）から戸建ての家とアパートが増え始めた。令和の今では優れたデザインの個性的な家々とアパート群が出現した。古野地区はのどかな農村から明るく便利な住宅街に変貌した。

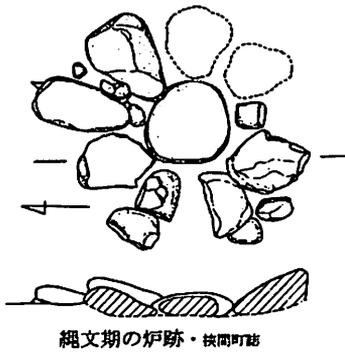
古野の歴史は古い。鎌倉時代の豊後国凶田帳（一二八五年）に古原、東行、海老毛がある。この頃から黒野もあったと思われる。明治八年の合併で古原の古と黒野の野を取って「古野」になった。

大きく様変わりした古野の姿を目の当たりにすると、古野の過去を知りたくなる。歴史から今の古野の理解を深め、今後の古野の在り方の手掛かりを探りたい。

古代の古野（この項は県埋蔵文化財センター報告書第七十五集による）

古野台地は旧石器時代から近世までの遺物が出土する。下黒野遺跡（大学付近一帯）から縄文期の炉跡と底の尖った土器が出土している。炉は人頭大の川原石を直径1mの花弁状に並べている。

平成六、七、八年に小学校前から誓



縄文期の炉跡・横岡町誌

岸寺北までのバイパスの発掘調査が行われた。（遺跡資料末尾）

限られた場所の調査であったが多量の貴重な遺物が発見された。竪穴式住居跡が石風呂遺跡から六基、北屋敷遺跡から七基発見されている。小学校遺跡からは八基の竪穴式と一基の丸型住居跡が見つかっている。中世の方型建物跡も見つかっている。また、石風呂遺跡と小学校遺跡から小児の甕棺が出土している。他にも弥生後期から古墳時代の遺物が多数発見されている。

小学校遺跡から鉄の鏃、鉄斧、刀子（小刀）など狩猟用や加工用の鉄製品が出ている。定住生活になっても狩猟生活を続けていたのである。鉄製具は近隣集落との争い時に使われたかも知れない。磨石、叩き石、石皿などが出土していることからドングリ、クルミなどの堅果類を採集して食糧にしていたことがわかる。さらに、製塩土器や姫島の黒曜石の鏃も出土している。海岸部と交流していたのである。小学校遺跡と石風呂遺跡から摘鎌が見つかっている。

弥生後期（紀元一〇〇年頃）に、住居が爆発的に増えている。家が増えたことは人口が増えたことであり、人口を支える食糧が安定して得られるようになったのである。爆発的変化をもたらしたものは何か。おそらく当時の最先端の鉄の道具の導入とリーダーの活躍であろう。かれらは低湿地を開発して稲作を始めたであろうが黒野の低湿地は狭い。リーダーの下で鉄の道具を使って台地を開発し、雑穀栽培で食糧を得たと思われる。

狩猟・採集生活に加え耕地の広がりや栽培農業をするようになってきたことが人口の増加を支えたのであろう。

小学校遺跡は東西五〇〇m南北七〇〇〜一五〇mの大規模集落であった。北屋敷遺跡の遺物は小学校遺跡の遺物より新しい。これは小学校集落が西の方へ広がったと考えられる。北屋敷遺跡の南側台地に大きな集落があったと推定される。

今回の調査では弥生後期から古墳前期の約三〇〇〇年間の遺物が多数出土したが不思議なことにその後台地上から生活痕が消えている。再び姿を現すのは一五世紀になってからである。

古代の高速道路

一三〇〇年前、強い豪族が他の豪族を統合し、国の名を倭国から日本国に改め、有力な豪族の大王が天皇になった。天皇と日本国の始まりである。国が整つてくるとやまと政権は全国に道路網を整えた。大分と大宰府を結ぶ西海道東路は古野を通っていた。



西海道東路・道路の日本史

賀来―東院―古野―朴木に抜ける旧道(六〇一号线)が一三〇〇年前の西海道東路と重なる。この道は十六kmごとに駅を設け伝令が乗り代える替え馬を置いていた。駅は由布院、玖珠にあった。

六六三年百濟支援の日本の大軍は朝鮮の白村江で唐・新羅軍に敗れる。朝鮮半島はしばらく激動が続く。日本は外国の侵入に備え防人を拡充するなど国内は緊張する。

この道は早馬の通行や有事の際の軍隊の移動を想定して当初の道

幅は十二mあったが、政権の衰えとともに狭くなり平安の頃は六mになった。この道は官道で情報の収集や令の伝達、役人の通行や貢納物の運搬に使われ、一般の人はこの道は通行できず他の道を利用した。

道の沿線地域は朝鮮出陣の兵站基地になり、軍隊、物資、人などがこの道を通ったと思われる。左遷された菅原道真が瀬戸内を下り大分からこの道を通って大宰府へ失意の旅をしたかも知れない。蒙古襲来ときは狭間武士団がこの道を通って博多へ向かったかも知れない。古代の黒野も国際情勢の影響を受けていたのである。(挾間史談会誌二号・坂本)

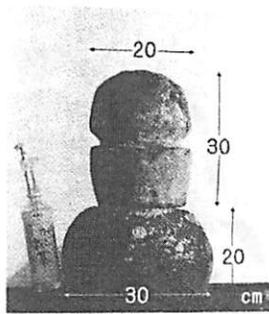
懐良親王の侵入

道が通じるとよいこともあるが都合の悪いこともある。南北朝時代、西九州に下った懐良親王(後醍醐天皇の皇子)の軍隊が一三五五年西海道東路の日田、玖珠を通り大友氏時(八代藩主)を降し豊前まで攻め入っている。この頃九州の南朝方は勢いが強く一三七一年再び大分に攻め入り高崎山の銭瓶峠一帯で大友軍と半年間、百余度の戦いをしている。

半年間戦が続けば付近の村や黒野村や古原村は食糧の略奪や人足を徴発されたであろう。

三角島の乱(伝承)

大友家が勢力拡大を続けていたときの話である。



三角島の塔
所在地 由布市挾間町古野42-1
管理者 後藤 幸雄

藩主の取り合いの内輪もめで一族の勢力が弱るのを避けるため大友家は藩主を交代で出すことを取り決めた。

第十一代藩主親著^{ちかひつぐ}は藩の約束で嫡男・孝親を後継者に指名できなかった。孝親はこの措置を恨んで父・親著に乱を起こしたが失敗して自害する。その地が黒野の三角島と言われている。(応永三十二年九月十三日・一四二五年) 乱の背景にはいろいろな思惑が絡んでいた。孝親の敗死した場所について複数説がある。その一つが古野の三角島であるが場所は特定できない。「サカエガラス」南側の田の隅に孝親に関わりがあるとされる塔の一部がある。

島津軍の侵攻

天正十四年(一五八六)大友軍は南から豊後に攻め込んだ。島津軍に戸次河原で大敗し、大分の町は焼き尽くされる。藩主・義統は高崎山城に退く。義統は狭間領主・狭間鎮秀に島津軍を食い止めるよう命じ、自分は高崎城から宇佐の龍王城に逃れる。この時、大分には島津家久軍が留まり庄内に島津義弘軍がいた。大分と庄内の中ほどに位置する黒野^{あだ}辺りは島津軍行動の道筋にあたり激しい戦場になったであろう。鎮秀は庄内の権現岳にこもり四百の兵で四千の島津軍と戦う。のち、和睦して島津兵十人と庄次郎を人質交換し人質十人を龍祥寺に囲う。宗麟の命で十人を処刑する。

秀吉が九州に入ると島津軍は撤退を始める。鎮秀は撤退する島津軍を追って九首を挙げ義統に送る。

宣教師フロイスの日本史より(大分県の歴史・豊田寛三・他)

薩摩軍が豊後で捕虜にした人々は肥後ノ国に連行されて売却され

た。その年肥後の住民は飢饉と労苦に悩まされ己が身を養うことすらおぼつかない状態にあったから買い取った連中まで養えるわけがなく、彼らをまるで家畜のように島原につれて行って売り渡した。敵は臼杵地方からだけでも婦女子を含めて三〇〇〇の捕虜を連行したらしい。豊後内では敵が荒らしまくっており、全てが焼き払われ婦女子の大群が各地から捕虜となって拉致されていくのを毎日耳にした。民衆は拉致され奴隷とされ最後はポルトガル船などに乗せられ外国に売られたのである。

当時、人身売買が交易の一端を担っていた。専門の仲買人がおり、相場もあり、マカオ、マニラ、マラッカ、ゴアに至る販売ルートがあった。

負け戦^{いけな}になった村々は再起不能なまでに荒らされるのが戦国時代の常である。このとき、妙蓮寺や龍祥寺が焼かれている。黒野も古原も蹂躪^{しご}され連れ去られた人がいたかも知れない。

島津軍と戦った鎮秀は天正十六年九月、なぜか藩主・義統の命により由布院で誅殺される。

秀吉は九州の戦いが終わった直後「人身売買禁止令」を出している。

田畑売買証文

江戸時代になると公儀・領主の定める法度と村の掟を守って暮らせば命を奪われる心配はなくなった。世の中が平和になると一六〇〇年後半から全国的に新田の開発がすすみ耕地は約一・四倍に増えた。人口も激増し、物の動きも盛んになった。農業が進んでくると

黒野村の土地移動 (挾間町誌)

	証文	善六	権兵衛	文右衛門
開始年	1693より	1739より	1797より	1798より
期間	150年間	15年間	8年間	50年間
件数	44通	4回	4回	13件
面積		-8畝10歩	-1反6畝	+2反4畝

三百年ニ売渡シ申田地之事 (後藤家文書)

一、田地畝半 高畝斗五升

右之代銀札五拾文銀五百六拾目、隨ニ受取田地相渡シ申
 処実正也、年季之儀八辰之暮より三百年ニ当已相渡シ、
 年季の内八御年貢役地銀何ニても其元より可被成候、
 右此之田地ニ付一言口懸申聞敷、為後日仍而如何件
 天保四年壬辰 十二月

売主 のだ利吉 印
 受人 重右衛門 印
 組合 儀兵衛 印
 口入 クロノ両吉

黒野村
 小右衛門殿

富める百姓と貧しい百姓が出現し村の構成が変わり始める。黒野村も例外ではない。元禄六年(一六九三)から安政三年(一八五〇)まで一五〇年間の黒野の田畑質入・売買証文が四十四通ある。(後藤家文書)

前出の証文は四十四通の中の一通で、三〇〇年季の質入れ証文である。土地は黒野にあるが所有者は野田村の利吉である。質入れした天保四年は大飢饉の二年目である。利吉は家族を守るため先祖から受け継いだ土地も手放さざるを得なかったのである。

土地を質入れした農民は小作農になる。小作農は小作料と年貢のきびしい二重の負担をしなければならない。小作農は余力に乏しく

些細なきっかけで年貢が払えなくなる。年貢の滞納があると村請制で滞納分は村人の負担になる。小作農が増えれば滞納のリスクは大きくなる。

江戸期、田畑の質入について、時代、地域に違いはあるが「無年期的請戻し」の慣行があった。質入れた土地を相手に渡した場合、何年経っていても利息なしの元金で請け戻しができていた。しかし、質取り主は請け戻しの際素直に戻さず村人の圧力を受けてしぶしぶ請け戻しに応じていた。村人が土地と村を守る慣行である。

質入証文によると土地は小右衛門に渡し、年貢やその土地にかかる経費(井路費等)は小右衛門の負担と明記している。後年、請け戻しの際のトラブルを避けるためである。証文の三〇〇年季は請戻しを想定していたのかもしれない。受人(請人)重右衛門は証人である。組合儀兵衛は小右衛門と五人組で、万一小右衛門が年貢等払えない場合は五人組として責任を負うという署名である。質入金額や今後の事まで話をまとめたのが口入・クロノ両吉である。口入の世話は村人の融和やまとまりに役立っていた。口入の署名は役割への自負と責任を表している。

一七〇〇年代後半になると質入・売買証文に口入や不動産屋らしい人物が登場する。土地の移動が激しくなり村の構成が変わり始めている。それは明治維新の約一〇〇年前である。

江戸時代は金・銀・銅が通貨の基本であった。平和が続く経済が盛んになると藩財政の都合と小額通貨の不足で藩札や大商店の私札が発行された。利吉は府内藩の銀一匁が銭五〇文の相場で銀五六〇

刃を受け取っている。現代の価格にすると一畝半で約六十五万円、一反で約四百二十六万円になる。(資料三・末尾)

抜地の質入れ証文が一通ある。(資料四・末尾) 抜地とは質入れの際、質入地以外の土地を証文に記載せずに相手に譲り渡す土地のことである。証文に記載がないから請戻しはできない。永代売りと同じである。上層農民は質入れに便乗して永代売買禁止令を逃れる手法で土地を集積していたのである。

野田、下市、宮苑、来鉢の証文が十一通ある。黒野にあった隣村の土地は質入・売買されて次第に黒野村の人の所有になった。

上市村では一六五四年、村民七十三人の村に近隣からの入作者が四十四人いたが一五〇年後には入作者は十人に減っている。また、一六五〇年代十石以上の石高者は二人であったが一五〇年後には十石以上は九人に増えている。この人たちは入作者の田地や村内の田畑を取得して上層農民になったのである。その内一人は三十三石の持高になっている。村民の十二%、九人の上層農民が村高の四十三%、百四五石を生産している。

田畑を売り渡した百姓は小作百姓や日雇等他の仕事をしようになった。地主・小作の上下関係は明治維新でも変わらず戦後昭和二十年(一九四七)の農地改革まで続く。

年貢の負担

田の年貢は玄米で、畑の年貢は大豆で納めていた。幕末になると米の取れ高は増えている。一七〇〇年以降は黒野井路の通水や土木技術の進歩で畑を田に変え、新田を開発して耕地を拡げている。当

年貢の負担 (抜間町誌)

石	万治元年		安政2年
	1658		
	古原	黒野	古原・黒野
取れ高	32	133	219
年貢高	13	61	155
内大豆	8	36	26
年貢率	0.42	0.46	0.7

時、年貢の納入は村の責任(村請制)であった。未納者があると五人組の責任になる。五人組は相互扶助の仕組みであるが共同責任と互いを監視するはたらきもしていた。年貢は年が経つにつれて重くなり幕末には七割の負担になっている。他に収入の手立てがなければ生きていけない。茶、柿、綿などで収入を図っているが暮らしは厳しかったと思われる。

東行村は天明大飢饉の翌年の四年(一七八四)から八年の間に三十石を借りている。半分は返済免除で残りの十五石は八年目から十五年間の返済である。返済できたとは思えない。

庄屋の首藤家では現金収入を図るため一八一〇年から換金作物の「いちび」や「七嶋」「木綿」を作り始めている。

草肥農業

江戸時代、農作物を毎年続けて育てる地力は金肥(干鰯・糞)ではなく自給肥料であった。金肥は量が少なく高価であった。自給肥料の主なものは人糞尿、厩肥、山野の草木の刈敷である。草肥農業は牛馬の餌や敷き草、刈敷にする草や葉が大量に要するため広い野山を必要とした。

銭瓶石騒動(採草地取得の争い)

宝暦十一年(一七六一)別府の赤松村が高崎山の入会権を巡り七

蔵司村等と大きな騒動を起こす。裁判の結果小さな赤松村から八人が伊豆大島へ流される。八人は三つの島に分けられその地で生涯を終える。争いの関係村から百余名が往路に四十五日かけて裁判に向き、二ヶ月余り江戸に滞在している。莫大な裁判諸経費の返済と八人の遺族の生活保障に何年も苦しんだと思われる。

赤松村が生きるには大きな犠牲を払っても草肥農業に高崎山の採草地が必要だったのである。(挾間史談会誌六号・二宮)

「惣中法度の事」(近江国三津屋村・寛文二年・一六六二)

○柴木集めでも日が暮れてから取り入れてはならない。やむを得ず行うときは松明を灯して行くように。

○二月一日から十一月一日までの間は葉の掻き集めをしてはいけない。もし、盗み掻きをした場合は米五升の罰とする。

○田の畦や池の周りなどの草を刈ってはいけない。もし違反した場合は子供であっても米五升の罰とする。

○牛馬に田畑の作物を食べさせた時は米五升を地主に払うこと。多量に食べさせた場合はそれ相応の額を弁償すること。

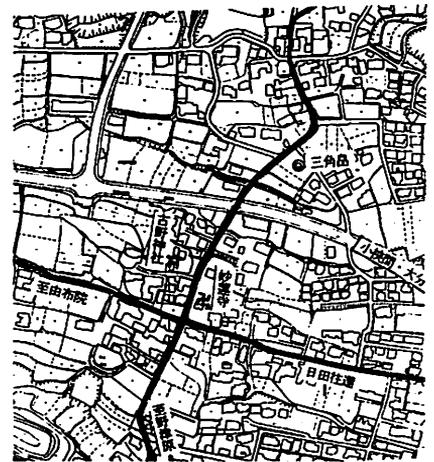
近世の村では林野資源や生産物に対する盗みは村掟の重要な部分であった。採草地は野焼きや放牧など維持管理を怠ると雑木が伸びて利用できなくなる。黒野の採草地や薪用の山はどこにあったのだろうか。近隣の村と共同の採草地であれば争いがあったかも知れない。

黒野は交通の要衝であった

東院—黒野—赤野—由布院に抜ける東西の道は江戸時代重要な道

であった。役人はこの道を通り赤野で休憩、或いは一泊していた。もう一本の重要な道は同尻から妙蓮寺角で交差し錢瓶峠を越え別府に抜ける南北の道である。

享保二年(一七一七)中津藩主小笠原氏が改易になった。中津城受け取りに岡藩主中川久忠の臨戦態勢の一行五〇〇〇人がこの道を通って中津に向かっている。一行は竹田を一月十二日出発し、今市で一泊、同尻で昼食を摂り黒野を通っている。復路もこの道を帰っている。



古野交差点

「毎年苗代成り難く迷惑仕り候」の文書が残されている(後藤家文書)。古原・黒野が正保郷帳(一六四四)に日捐所(旱害常襲村)として記録にある。また、畑の多い欄に黒野の名がある。

井路の建設は難事業である。責任者は世論のまとめ、煩雑な許認可、白杵藩との協議、資金・物資の調達・手配、難工事の克服等々のちを削る心労を重ねたであろう。

山の中を流れる井路の水は冷たい。トンネル内の水は格別冷たい。掘る人々は菜種油の灯で場所によっては腰まで冷水に浸かりながら中腰で鶴嘴を使った。土砂を入れた箆を中腰か、這って引きずり「間風」から外に放り出す。現在でもトンネル内の土砂さらえは全

て人力の重労働である。三〇〇年前この難工事を完成させた先人の力に驚きと感謝でいっぱいである。

今の古野があるのは黒野井路に負うところが大きい。三〇〇年間維持・管理してきた農家の人々の努力・労苦を心に留めたい。

古野井路	
着工	元禄13年正月18日 (1700年)
	4月18日 開通
日数	88日
延べ人夫	20,846人
道具代	3貫209匁2分1厘
油	8斗7升6合8勺
長さ	約7km (内岩場切貫2.2km)
灌漑面積	66町歩
経費返済	45石7升7合 8月迄利無銀納

ふるの歴史文化史

黒野井路は文化遺産である。灌漑と防火用水のはたらきの黒野井路を地区みんなで大切に守っていかねばならない。

神社の合併

江戸時代、黒野に二社、古原に一社の神社があった。各神社棟札が残されている。棟札に大間の天満大自在天神社(菅原道真)は一六七六年、堀古森の御所大明神(鶴清麿)が一七一四年、古原の天神宮(菅原道真)が一七五一年の年号がある。創建はこれ以前で棟札は建て替えか大修理の時のものであろう。

三社は明治二十年合併して古野天神社となった。氏子は八十戸。明治三十三年社殿再建、昭和四十一年社殿改修をしている。

コラム

古野に伝わる二つの伝説

古野に子どもが主人公の伝説が二つある。一つは「やせうま」伝説である。京の貴族の若君が乳母と亡命して古野(下原堀古森)にきた話である。あどけなさの中に気品のある鶴清麿の成長が語られている。

信心深い乳母の八瀬は毎日妙蓮寺にお参りして若君を遊ばせるのが日課であった。遊び疲れ、おなかを空かせた若君は「八瀬、うまをくれ」「八瀬うま」と八瀬におやつをねだった。八瀬が小麦粉をこね、伸ばし、茹でて作ったおやつを若君はよるこんで食べた。若君が「やせ うま」「やせ、うま」とねだっていたことから、このおやつが「やせうま」になったと言いつえられている。

米を補う小麦食が(※)高貴な若君のおやつになり、小麦食は米に並ぶ立派な食べ物として見直され広く食べられるようになった。

今一つは御所大明神伝説である。社伝によると村人に敬われた鶴清麿は子どもを守る神と習合して御所大明神となり子どもの健康を守る神として祀られたとある。今は、古野天神社に祀られている。

御所大明神は自然の中で大勢の子どもと遊ぶのを好み、遊びを止められるとその人に祟った



と言う。

これに似ている伝説が岩手県にある。

「神体仏像子供と遊ぶを好みこれを制止するを

怒りたもう」

(遠野物語・柳田国男・岩波文庫P47)

※古野は畑が多く田は少なく米は十分になかった。村人は雑穀や小麦粉を工夫して食べていたと思われる。

神社は村人が寄合をして「村の掟」やくらしの約束事を決める大切な場所であった。決まりを守らないと罰が課せられた。春には神社で豊作を祈る祭りをし、秋には稔に感謝の祭りを村を挙げて祝った。村人は神社を通して繋がり、結び合い、助け合ってくらししていた。

江戸時代の半ばになると寺院が葬祭や仏事の諸行事を行う慣習が定着する。寺院はこれらを行うことで村人との繋がりを深め村の事情に通じた。幕府はこのような立場の寺院にキリシタンを見つけさせた。隔年または六年に一度全住民を対象にして、役人の前でマリア像を踏ませた。寺院は寺印を押して仏教徒であることを証明した。豊後はキリシタンが多かったので多くのキリシタンが厳しい処刑を受けている。幕府は制度をさらに進め人口調査をするようになり「宗門人別改」になった。(挾間史談会誌六号・佐藤)

村では庄屋・組頭・百姓代が村の運営にあたり、くらし全般の指導・監督を行なった。市役所と警察と裁判所の役をしていた。庄屋は世襲が多かったが時に選挙で選ばれた。

小作争議

第一次世界大戦後の世界不況が続いているときに昭和九年由布川地区は未曾有の旱害を受けた。農家数三七〇戸のうち七割以上の被害約一〇〇戸、三割く六割の被害約一五〇戸の大旱害であった。したがって、村税の滞納が多く諸支払いが遅れた。小学校教員の給料の六、七、八月は借り入れで支給されている。

昭和十年前後、由布川村、石城川村、挾間村で小作争議が起こった。由布川村は地主六人、小作者三十二人の争議であった。由布川村は地主と小作者の直接協議を十年十月十二日に始め十一年一月十三日に決着している。他村は調停機関か調停者が中に入って協議している。

農地改革

この改革は日本社会の中に残る封建的要素を除き経済の民主化を進めるため地主・小作人関係を解消しようとするものであった。

- 不在地主から耕作者への所有権の移転
- 公正な価格で農地を非耕作者から購入
- 小作人の所得に応じた支払
- 不在地主の全耕作地の解放
- 自作地は内地平均三町歩以内
- 農地は直接国が買収し、小作人に年賦で売却

農地買収売渡実績 (由布川村・挾間町誌)

面積	地主数	対価	1段当
113町	152戸	806.127円	約713円
113町	287戸	835.203円	約737円
自作地 (119町) 44.9%		小作地 (146町) 55.1%	
		12.5%	
自作地 (232町) 87.5%		小作地	

○小作料の金納化、最高小作料の制限

右の方針のもとにただちに農地委員会が設置され昭和二十二年三月三十一日第一回の買収を行った。二年間で買収が終わり、二十五年七月に登記事務が完了した。

江戸時代以来続いた農村の地主・小作の上下関係が解消し新しい自作農民が増え農村の社会構成が新しくなった。

令和の古野

昭25 (一九五〇)	農地改革完了	自作農地は45% ↓ 87% へ
昭55 (一九八〇)	農業機械普及	結 ^{むす} 作業 (交換的協同) 消滅
平12 (二〇〇〇)	農家数減少	住宅増加
令2 (二〇二〇)	農地 ↓ 宅地	住宅激増

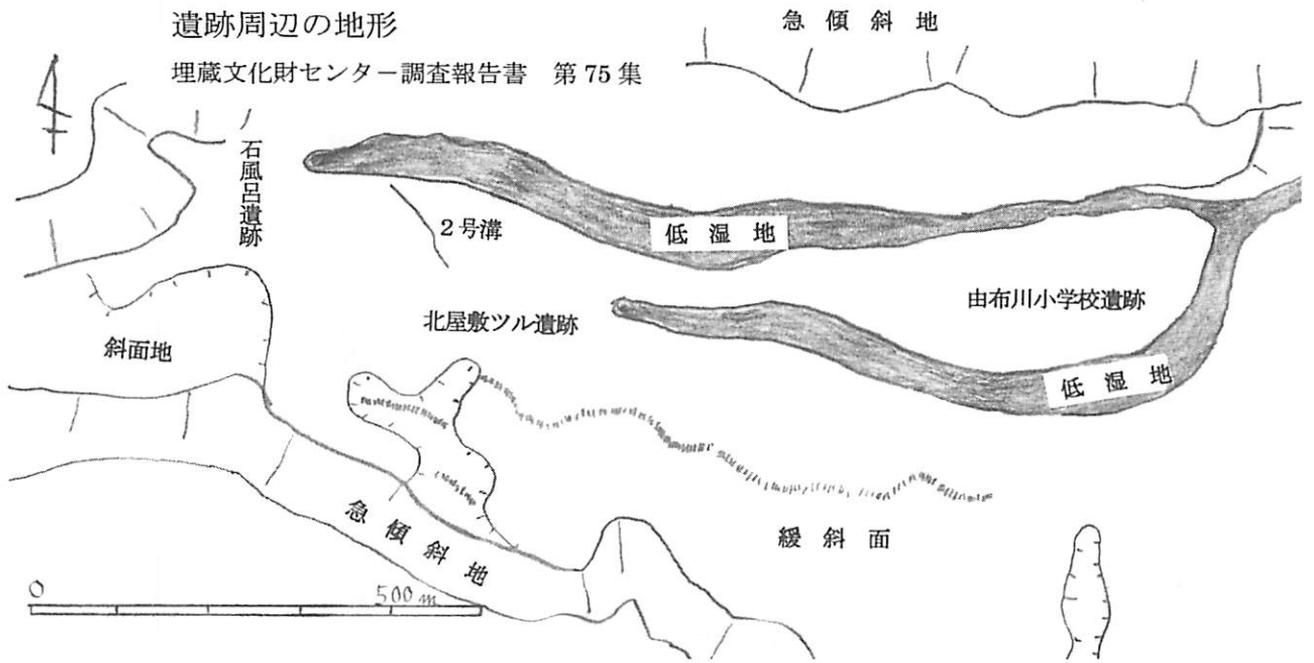
古野台地は景観がよく水害のない居住に優れた地である。令和三年の古野の戸数は九八〇戸 (アパート五一二、戸建て四六八) である。新築中と新築予定を合わせて約七十戸ある。住宅はまだ増え続けている。多くの転入者と農家の減少で古野は大きく変わりつつある。

今、古野には職業、価値観、生きがい等々が異なるさまざまの人々が暮らしている。互いのちがいを尊重し、異質なものがうまく繋がれば大きな力になり、新しい文化が生まれる。古野は縄文の昔から人々が暮らし続けたながい歴史がある。

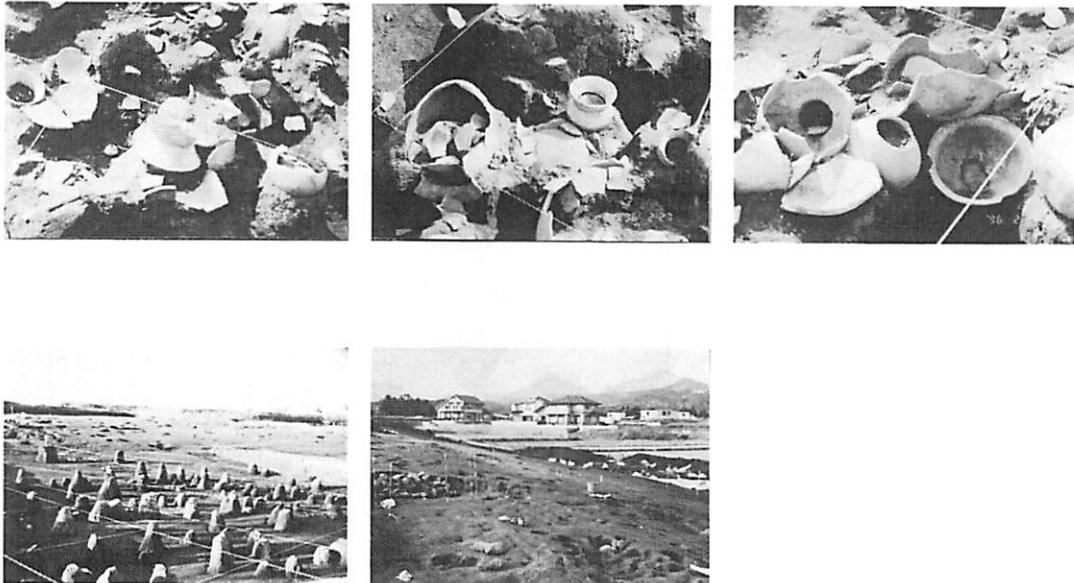
わたしたちはこの古野を時代に相応しい地域にして次世代に送り継ぐ責任がある。

参考図書

大分県埋蔵文化財センター調査報告書第七十五集
挾間町誌、挾間史談会誌、ふるの歴史文化史
大分県の歴史、村百姓たちの近世、日本の農村
道路の日本史、江戸の家計簿、百姓たちの幕末維新



発掘時の状態



北屋敷ツル遺跡・石風呂遺跡・由布川小学校遺跡の遺物

大分県埋蔵文化財センター調査報告書 第75集

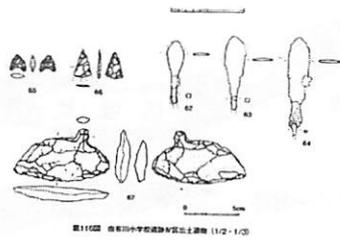
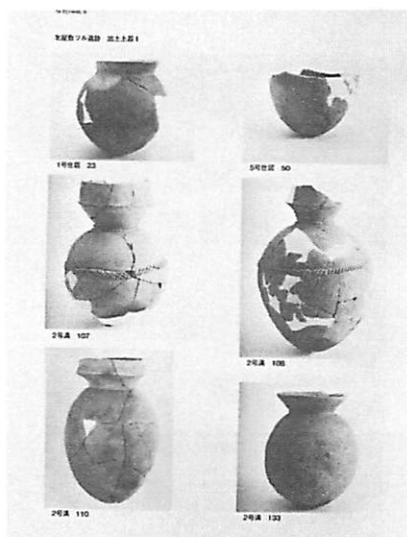
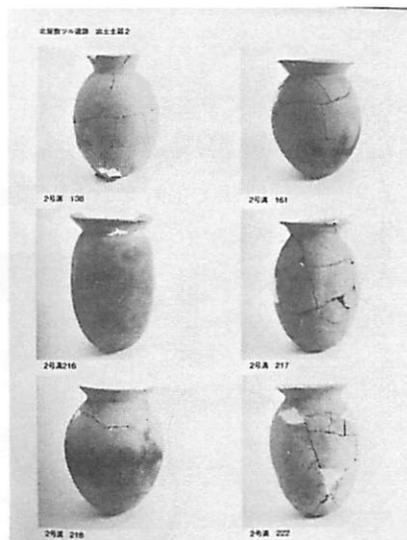
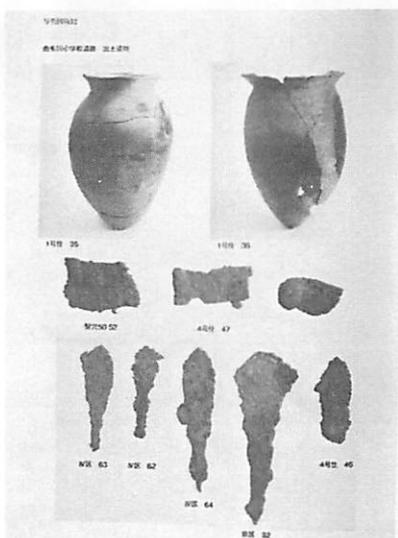
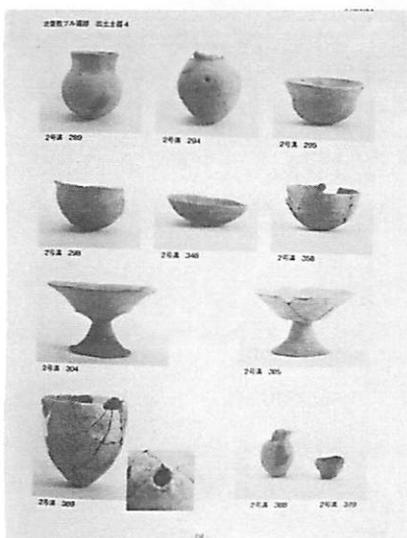
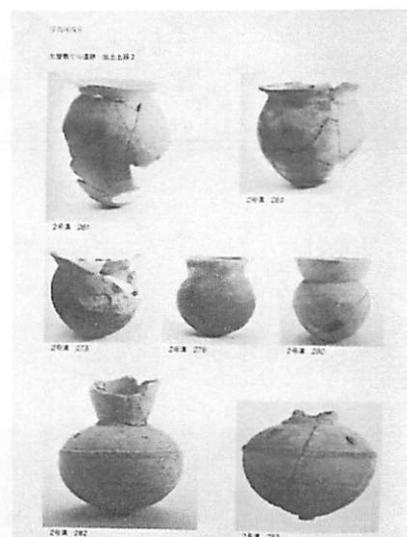
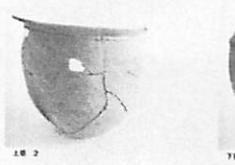


図112 由布川小学校遺跡分区分出土遺物 (112-113)

18



小児甕棺



江戸期の通貨と質入価格

江戸初期（慶長 14 年・1609 年）

金 1 両 = 銀 50 匁 = 4000 文（ビタ銭）

建築技術職 1 日 1 匁 15000 円とすると 1 両 = 1.5 万円×50 匁=75 万円

江戸中期（延享 5 年・1748 年）

金 1 両 = 銀 60 匁 = 銭 4000 文

銀 1 匁 = 3300 円とすると

1 両 = 3300 円×60 匁=198,000 円

約 20 万円

江戸後期（天保 13 年・1842 年）

金 1 両 = 銀 60 匁 = 銭 5000 文 ~ 6000 文（相場）

金 1 両 = 銀 60 匁 = 銭 6800 文 ~ 6900 文（相場）

法廷比価 = 6500 文

1 両 = 10 万円 ~ 15 万円

固定銭匁勘定

後期になるとインフレがすすみ銭相場も銭安となり、1 両が 6800 文~6900 文になった。

各藩では銭が流通しやすいように銀 1 匁の銭額を固定した。これを「固定銭匁勘定」と言う。

九州内各藩の固定銭匁はバラツキが大きく、天領日田は 19 文、豊前時枝藩は 90 文、狭間地域は 50 文であった。隣接地域では銭額が同じ所もあった。

質入田地の価格試算

天保 4 年・1833 年 田地壹畝半 高壹斗五升 銀札五拾文銭五百六拾目

「銀札五拾文」は固定銭匁で銀 1 匁が銭額 50 文のことである。

「銭五百六拾目」は銀 560 匁のことである。銀 1 匁を銭 50 文の割合で 560 匁を受け取っている。

$$50 \text{ 文} \times 560 \text{ 匁} = 28000 \text{ 文}$$

法廷比価 で 1 両 = 6500 文とすると

$$28000 \div 6500 = 4.3 \text{ (両)}$$

1 両 15 万円とすると

$$15 \text{ 万円} \times 4.3 \text{ 両} = 64.5 \text{ 万円}$$

1 反当たり 10 畝÷1.5 畝=6.6

$$64.5 \text{ 万円} \times 6.6 = 425.7 \text{ 万円}$$

現代価格に算定すると

$$1 \text{ 畝半} = 64.5 \text{ 万円}$$

$$1 \text{ 反当たり} = 425.7 \text{ 万円}$$

上記はあくまで試算である。算定基準のとりようで算出価格は変る。

質入証文(拔地付)

(後藤家文書)

拾年中ニ相渡申田地之事

一 下田七畝貳拾貳歩 高五斗四升貳合

右之代五拾文錢百五拾目定儲請取申所実正ニ

御座候當己未秋作ヨリ己ノ夏作迄中年拾年中ニ

相渡申候然上者御年貢諸役切錢等何ニ而茂

此田地ニ掛申物其元ヨリ御務可被成候年季明

申候ハ若元之地主ヨリ請戻可申節其元銀之

式百四拾目御請取被成返銀九拾目之所有者私ニ御渡し

可被下候右御約束之通相違申間敷候為後日之

仍而證文如件

寛政十一年己未年四月

売り主下市

お連い 印

同村口入人

三治 印

来鉢口入人

瑠兵衛 印

下市組頭

佐左エ門 印

黒野村

文右衛門殿

寛政 11 年 (1799 年) 下市村のお連が黒野村の文右衛門に下田 7 畝 2 2 部を 150 目で質入れした証文である。しかし、お連は額面の 150 目より 90 目多い 240 目を受け取っている。これは、7 畝 2 2 歩以外の質入れ証文に記載しない 90 目に相当する土地を文右衛門に渡しているのである。この裏で渡した土地を「拔地」と言う。

抜き地の所有は文右衛門に移るが裏取引なので名義は変更できず名簿上の名義はお連である。したがって、拔地にかかる年貢や諸経費はお連の負担になる。お連が払えない場合は村の責任 (村請制) になる。

文右衛門の証文が他に 13 通ある。(本文 P-7 の表) この中には何通かの拔地証文があると思われる。

1700 年後半になると黒野村も時代の流れの中で土地の集積がすすみ、拔地が増え所有関係が混乱し年貢の滞納もあつたと思われる。

所有関係の混乱は明治維新まで続き、明治の地租改正で実態に沿った所有関係が確定する。